

北労基発 0408 第2号
令和6年4月8日

各発注機関の長 殿

北海道労働局労働基準部長
(公印省略)

令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における建設業の死亡災害発生状況を見ると、令和5年の死亡者数は6人となっており、令和4年の23人と比べて大幅に減少し、過去最少となりました。一方で、令和6年に入り、建設業の死亡者数（令和6年3月末速報）は既に5人と、全産業の死亡者数12人のうち41.6%を占め、死亡災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い状況にあります。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）が策定され、その2年目度である令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について別添のとおり定められましたので、別添を貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に御周知されること等により、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願ひいたします。



「別添」の電子版はこちらから
ダウンロードできます。
(北海道労働局HP)

担当：北海道労働局労働基準部
のと
安全課 主任産業安全専門官 納 裕美
健康課 主任労働衛生専門官 星川 勉
電話(代)011-709-2311 内線 3551、3561